

みんなですすめる中部の川づくり



新たな河川制度に基づいて新しい治水事業七箇年計画を推進

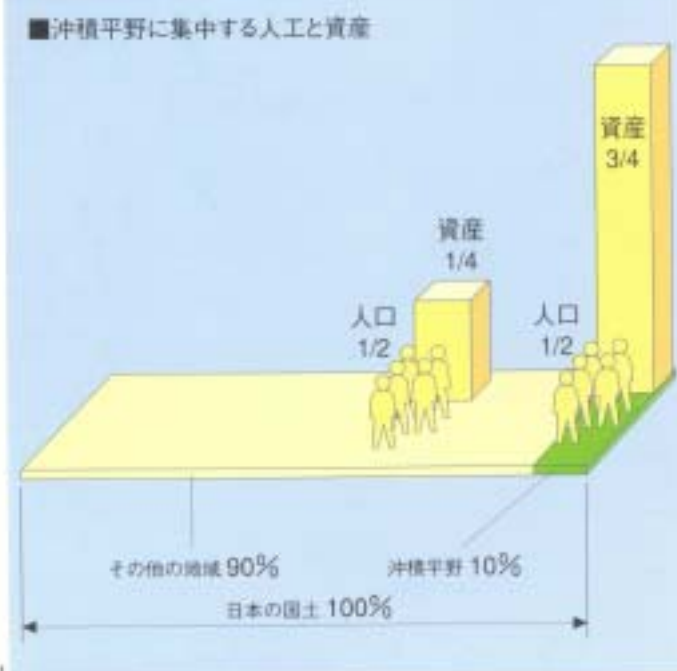
河川法改正の流れ



第9次治水事業 七箇年計画

洪水・渇水時のみならず、川の平常時を見据えた緊急かつ計画的・重点的な治水事業の推進が必要

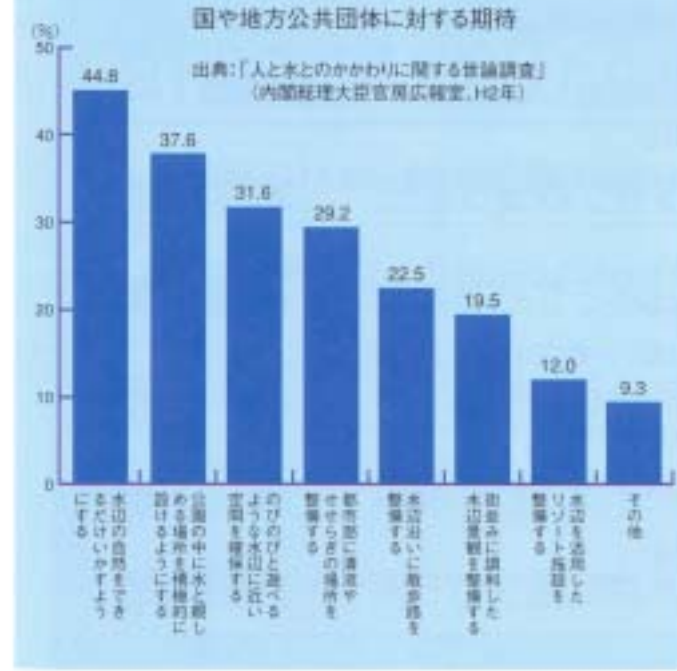
治水 沖積平野に人口の1/2・資産の3/4が集中、災害に弱い日本の国土。



利水 日本の一人当たり年平均降水量は世界平均の1/5しかない。



環境 きれいな水・自然と親しめる川が求められている。



投資規模 (億円)

区分	治水事業費	災害関連・地方単独事業費等	調整費	合計
第9次七箇年計画 (平成9~15年度)	116,000	60,000	64,000	240,000
第8次五箇年計画 (平成4~8年度)	109,000	40,100	25,900	175,000

基本方針

自然をいかした川を目指しつつ、以下の基本方針に基づいて事業を実施する。

1. 阪神・淡路大震災等の教訓をいかした安全な社会基盤の形成

大洪水や大震災が生じても壊滅的な被害とならないよう、堤防の強化など治水施設の信頼性の向上を推進

2. 頻発する渇水の解消による安心できる生活の確保

ダム等既存の施設も積極的に活用しつつ、水資源の確保を図り、渇水の頻発している地域を解消

3. 地域からの要望の強いきれいな水と緑の水辺の創出

水害など異常時の川だけでなく、普段の川を重視する観点から、地域からの要望をふまえ、水と緑のネットワークなどの環境施策を重点的に実施し、河川環境の保全・創造を推進

4. 個性豊かな活力ある地域づくりの支援

地域のニーズに応え、水辺の交流拠点の整備など地域の活力に資する施策を推進し、個性豊かな地域づくりを支援

基本目標

	整備目標等(平成8年度末見込→15年度末)
河川	当面の目標とする時間雨量50mm相当の降雨において、氾濫防御が必要な面積約38,000km ² に対し、 ・氾濫防御率 約52%→約59%(なお、氾濫防御の対象となる人口 約6,300万人)
土砂災害対策	当面の目標とする時間雨量50mm相当の降雨において、土砂災害防御が必要な人口約560万人のうち、 ・防御人口 約210万人(約4割)→約270万人(約5割)
水資源開発	全国の給水人口約1億2,000万人に対し、 ・安定給水人口 約4,500万人(約4割)→約6,500万人(約5割)
うるおいのある水辺空間	うるおいのある水辺空間延長を ・約1,900km→約2,900km

第9次治水事業七箇年計画 (平成9年度から平成15年度)

■地域の方々から中部の川づくりについて多くの意見をいただきました。

平成9年度から始まる第9次治水七箇年計画の策定に向けて、中部地方の各河川で、地域の方々との今後の河川整備のあり方について意見交換を行い、地域と一体となって将来の川づくり構想の策定を進めてきました。意見を伺った方は行政関係、教育、報道、文化、芸術、経済等、多くの分野にわたり500人以上を数えます。また、アンケートを実施し、5万人以上の方々にご協力をいただきました。

さらに、地域ごとに河川像、地域整備のあり方等について討論していただく場として、さまざまな分野の方々からなる懇談会を各河川で述べ136回実施してきました。今後も、できるだけ反復して意見交換を行うこととしていきます。

こうした懇談会や川に関するさまざまな機会を通じて、地域の人々と交流、連携を深めていくとともに、21世紀を見据え、より安全と安心の確保、良好な自然・環境創出を図り、地域の個性ある風土や文化を生かした質の高い社会を実現するため、平成9年度を初年度とする「第9次治水事業七箇年計画」が策定されました。



21世紀初頭にむけた中部の川づくりの整備方針と目標

- 治水・利水 安全で安心できる生活を支える川づくり
- 河川環境 自然豊かでうるおいのある川づくり
- 親水 水と緑を身近に感じ憩える場としての川づくり
- 知水 自然・文化・歴史を学ぶ生涯学習の場としての川づくり
- 地域活性化 清らかで豊かな水に恵まれた地域づくりのための川づくり



①三日町頭首工改築事業



②三峰川総合開発事業
戸草ダム建設事業



④太田切流路工



水辺の拠点整備



天竜川上流

安全で快適な流出圏の創出、 アルプスが育む自然豊かな天竜川をめざして

天竜川は、その源を諏訪湖に発し、中央アルプス、南アルプスに挟まれた伊那谷を南下し、奥三河、北遠の山岳地帯を流下し、遠州平野に至り太平洋に注ぐ、我が国屈指の急流河川です。

天竜川流域は、糸魚川―静岡構造線、中央構造線を始め数々の横造線・断層が走っているため、急峻な地形と相まって崩壊しやすく、洪水の度に流出する土砂の量も膨大で過去幾多の災害に見舞われ、「暴れ天竜」として恐れられてきました。

●主要プロジェクトのテーマ

- 安心できる暮らしを支える川づくり
- 地域の活性化に寄与する川づくり
- 豊かな自然を育む川づくり
- 地域の文化交流を支援する川づくり
- 地域に開かれた川づくり

主要プロジェクト

No.	プロジェクト名	河川名	県名	市町村名	整備目標	
					第9次 七ヶ年計画 (7年以内)	21世紀初頭 →
①	川路・龍江・竜丘 地区治水対策事業	天竜川	長野県	飯田市	完成	
②	伊北地区改修事業	天竜川	長野県	諏訪町・箕輪町 南箕輪村	完成	
③	三日町頭首工改築事業	天竜川	長野県	箕輪町	完成	
④	戸台第3砂防ダム	三峰川	長野県	長谷村	完成	
⑤	黒川第4砂防ダム	太田切川	長野県	宮田村	促進	完成
⑥	藤島第6砂防ダム	与田切川	長野県	飯島町	完成	
⑦	入谷地すべり対策事業	小流川	長野県	大鹿村	促進	促進
⑧	此田地すべり対策事業	遠山川	長野県	南信濃村	促進	促進
⑨	三峰川総合開発事業 戸草ダム建設事業 美和ダム再開発事業	三峰川	長野県	長谷村 高遠町	促進	完成
⑩	水辺の拠点整備	天竜川	長野県	駒ヶ根市 豊丘村	促進完成 着手完成	
⑪	防災ステーション整備	天竜川	長野県	伊那市	着手完成	完成
⑫	大河原渡路工	小流川	長野県	大鹿村	促進	促進
⑬	三峰川総合開発事業 美和ダム再開発事業 (ウェルネスダム構想)	三峰川	長野県	長谷村 高遠町	促進	完成
⑭	三峰川サンクチュアリ 創造事業	三峰川	長野県	伊那市 高遠町	着手	完成
⑮	天竜川浄化事業	天竜川	長野県	辰野町	促進	完成
⑯	赤坂砂防ダム改築	山室川	長野県	高遠町	着手完成	
⑰	太田切渡路工	太田切川	長野県	宮田村 駒ヶ根市	促進	促進
⑱	情報ネットワーク整備	天竜川	長野県	直轄河川 管理区間	着手	完成
⑲	河川美化など住民 運動への支援の充実	天竜川流域	長野県		推進	推進
⑳	河川に関する啓蒙イベント などへの支援の充実	天竜川流域	長野県		推進	推進
㉑	懇話会・サミットなどの充実	天竜川流域	長野県		推進	推進

①～⑯は第9次治水事業七ヶ年計画内の投資型補給(治水事業費)内では整備済みが2割を占め、
主要プロジェクトは平成15年3月時点で整備



⑬ 三峰川サンクチュアリ創造事業



① 川路・龍江・竜丘地区治水対策事業



①新豊根ダム湖環境整備



②北鹿島地区改修



⑦天竜川右岸環境整備

天竜川下流

安全で快適な流出圏の創出、 アルプスが育む自然豊かな天竜川をめざして

天竜川は、その源を諏訪湖に発し、中央アルプス、南アルプスに扶まれた伊那谷を南下し、奥三河、北遠の山岳地帯を流下し、遠州平野に至り太平洋に注ぐ、我が国屈指の急流河川です。

天竜川流域は、糸魚川-静岡構造線、中央構造線を始め数々の構造線・断層が走っているため、急峻な地形と相まって崩壊しやすく、洪水の度に流出する土砂の量も膨大で過去幾多の災害に見舞われ、「暴れ天竜」として恐れられてきました。

●主要プロジェクトのテーマ

- 安心できる暮らしを支える川づくり
- 地域の活性化に寄与する川づくり
- 豊かな自然を育む川づくり
- 地域に開かれた川づくり

主要プロジェクト

No.	プロジェクト名	河川名	県名	市町村名	整備目標	
					第9次 七ヶ年計画 (7年以内)	21世紀初頭 →
①	住久間地区河内川改修	天竜川	静岡県	佐久間町	完成	
②	北鹿島地区改修	天竜川	静岡県	天竜市	完成	
③	天竜川防災施設整備	天竜川	静岡県	浜北市・浜北市 磐田市・竜洋町 豊田町・豊岡村	着手	
④	天竜川漏水対策	天竜川	静岡県	浜北市・浜北市 磐田市・竜洋町 豊田町・豊岡村	着手	
⑤	中瀬地区無堤部対策	天竜川	静岡県	浜北市	着手	完成
⑥	釜ヶ島地区無堤部対策	天竜川	静岡県	天竜市	着手	完成
⑦	天竜川右岸環境整備	天竜川	静岡県	浜北市・浜北市	完成	
⑧	水辺の拠点整備	天竜川	静岡県	浜北市・浜北市 竜洋町 佐久間町 豊岡村	着手	完成
⑨	新豊根ダム湖環境整備	天竜川	愛知県	豊根村	完成	

※第9次治水事業七ヶ年計画内の投資規模枠(治水事業費)内では目標達成が困難な項目
主要プロジェクトは平成10年3月時点で整理



●天竜川漏水対策

治水事業七箇年計画について（平成10年1月30日閣議決定）

治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）第3条に規定する治水事業七箇年計画を次のとおり定める。

1.事業の実施の目標

治水事業の緊急かつ計画的な実施を促進し、国土の保全と開発を図り、もって社会・経済の進展に即応して国民生活の安定と向上に資するため、平成9年度以降の7箇年間に、災害関連事業及び地方公共団体の行う単独事業を含めて総額24兆円（調整費6兆4,000億円を含む。）の治水投資を行う基本方針の下に、治山治水緊急措置法第2条に規定する治水事業（以下「治水事業」という。）のうち事業効果からみて特に緊急を要するものにつき、治水事業七箇年計画として、調整費を充当するものを除き、総額11兆6,000億円に相当する事業を実施するものとする。

なお、この計画の実施に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、その促進に努めることとし、各種事業の整合性の確保を図り、建設コストの低減等により効果的・効率的な整備に努める。また、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、自然災害への対応その他必要に応じ、その見直しにつき検討するものとする。

この計画においては、「自然をいかした川」を目指しつつ、阪神・淡路大震災等の教訓をいかした安全な社会基盤の形成、頻発する渇水の解消による安心できる生活の確保、地域からの要望の強いきれいな水と緑の水辺の創出、個性豊かな活力ある地域づくりの支援を図ることを基本方針とし、この方針に基づく事業実施の目標は、次のとおりとする。

(1) 阪神・淡路大震災等の教訓をいかした安全な社会基盤の形成

阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、災害に強いまちづくり等安全な社会基盤の形成を図るため、治水施設の整備水準の向上を進めるものとし、ゼロメートル地帯における堤防の耐震性向上、洪水による決壊により甚大な被害が予想される区間の堤防の質的強化、市街地に隣接する山ろく斜面におけるグリーンベルトの整備、洪水被害等の最小化を図るための防災情報システムの整備、重要交通網集中地域における土砂災害対策を重点として、河川改修事業、ダム建設事業、砂防事業、地すべり対策事業等を推進する。

(2) 頻発する渇水の解消による安心できる生活の確保

平成6年の全国的な渇水を始めとする近年の渇水の頻発状況にかんがみ、渇水頻発地域の解消を図るため、水資源開発、既存施設の有効利用等を推進する。

(3) 地域からの要望の強いきれいな水と緑の水辺の創出

地域からの強い要望を踏まえ、潤いのある生活環境空間の創出を図るため、都市内の河川等のネットワーク化や川沿いの緑の整備により、緑の水辺を創出するとともに、河川・湖沼の水質改善により、水遊びのできる水辺の復活を推進する。

(4) 個性豊かな活力ある地域づくりの支援

流域における交流・連携活動の活発化にかんがみ、個性豊かな活力ある地域づくりを支援するため、地域の魅力をいかした水と緑の豊かな交流拠点の整備を推進する。

2.事業の量

平成9年度以降の7箇年間ににおける治水事業に関する事業の量は、調整費を充当するものを除き、おおむね次のとおりとする。

(1) 阪神・淡路大震災等の教訓をいかした安全な社会基盤の形成	11兆1,000億円
(2) 頻発する渇水の解消による安心できる生活の確保	2兆4,000億円
(3) 地域からの要望の強いきれいな水と緑の水辺の創出	2兆6,000億円
(4) 個性豊かな活力ある地域づくりの支援	2兆0,000億円

（注）事業の量は、重複を含む。

なお、事業の実施に当たっては、河川流域の開発、災害及び各事業の進捗の状況等を総合的に考慮するものとする。